部長及び参事官
殿
所　　属　　長

生企発第195号
（生環）
令和４年３月14日
５年保存（係）
本　　部　　長

「証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）」の発出について（通達乙）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第69号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、「証拠品事務取扱規程の一部を改正する訓令」（令和４年法務省刑総訓第１号大臣訓令）（別添１。以下「改正訓令」という。）をもって証拠品事務規程（平成２年法務省刑総訓第287号大臣訓令）の一部が改正され、「証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）（令和４年３月１日付け法務省刑総第145号（例規））（別添２）により関係する事務処理の手続等について通達された。その趣旨及びこれに関連する警察における運用上の留意事項は下記のとおりであるので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、以下この通達において、改正法による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第６号）を「新法」という。

記

１　改正訓令の概要

没収等の事由により国庫に帰属したクロスボウは、殺傷能力を有する危険物であることから、原則として検察官により廃棄することとされ、例外的に、新法第４条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができるとされた。

なお、猟銃又は空気銃と同様に、新法第４条第１項第１号に掲げる用途に適するクロスボウについては、公安委員会に引き継ぐことができることとされた。

２　運用上の留意事項

施行の際、現に検察庁又は署等において保管又は保管委託により保管しているクロスボウについて、経過期間内に、当該クロスボウの所有者に対して還付される場合がある。

この場合、検察庁から送致官署である署等に対し、その旨及び受還付人に関する情報が通知されることとなるので、当該者が経過期間内に所持許可申請を行い、又は廃棄等を行うよう必要な措置を執られたい。

令和４年３月１日警察庁丙保収第１号　　別添１

法務省刑総第１４７号
令和４年３月１日

警察庁生活安全局長　殿

法務省刑事局長　川　原　隆　司
（公印省略）

証拠品事務規程の改正について（参考送付）

この度、証拠品事務規程の一部が別添のとおり改正され、本年３月１５日から施行されることになりましたので、参考のため送付します。

法務省刑総訓第１号

検　事　総　長
検　　事　　長
検　　事　　正

証拠品事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和４年３月１日

法務大臣　古　川　禎　久
（公印省略）

証拠品事務規程の一部を改正する訓令

証拠品事務規程（平成２年法務省刑総訓第２８７号大臣訓令）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
（他庁移送） 第５４条　［１～６　略］ ７　第１項から第４項までの規定は、少年法第４２条第１項の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合に準用する。 （適用除外） 第１０６条　第４条第４項（第６９条第３項において準用する場合を含む。）及び第６９条第２項後段の規定は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁相互の間にお	（他庁移送） 第５４条　［１～６　同左］ ７　第１項から第４項までの規定は、少年法第４２条の規定により事件を家庭裁判所に送致する場合に準用する。 （適用除外） 第１０６条　第４条第３項後段、第６９条第１項後段及び同条第２項後段の規定は、地方検察庁及びその管轄区域内にある区検察庁のうち二以上の庁の証拠品事務が同一の職員により処理されている庁相互の間における事件の送致については、適

ける事件の送致については、適用しない。

別表第２

没収物	処分	備考
［略］		
7　銃砲刀剣類所持等取締法第２条に規定する銃砲（拳銃を除く。）、刀剣類及び同法第３条第１項に規定するクロスボウ	廃棄すること。 ただし、法第４条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができ、また、同条第１項第１号に掲げる用途に適する猟銃若しくは空気銃又はクロスボウについては、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる。	(1)　ア　廃棄するときは、再使用されないよう切断又は破壊すること。 イ　検察庁において上記処理が困難であるときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分すること。刑務所で処分した場合において副製品が生じたときは、刑務所に引き継ぐこと。 (2)　ア　売却するときは、譲受人に法第４条の規定による許可を受けさせた上、許可証を確認して引き渡すこと。ただし、譲受人が法第３条第1項第8号、第１２号又は第１４号に該当する場合は、この限りでない。 イ　都道府県公安委員会に引き継ぐときは、警視庁又は道

用しない。

別表第２

没収物	処分	備考
［同左］		
7　銃砲刀剣類所持等取締法第２条に規定する銃砲（けん銃を除く。）及び刀剣類	廃棄すること。 ただし、法第４条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができ、また、同条第１項第１号に掲げる用途に適する猟銃又は空気銃については、都道府県公安委員会に引き継ぐことができる。	(1)　ア　廃棄するときは、再使用されないよう切断又は破壊すること。 イ　検察庁において上記処理が困難であるときは、施設を有する最寄りの刑務所に持参し、又は業者に委託して、検察事務官立会の上処分すること。刑務所で処分した場合において副製品が生じたときは、刑務所に引き継ぐこと。 (2)　ア　売却するときは、譲受人に法第４条の規定による許可を受けさせた上、許可証を確認して引き渡すこと。ただし、譲受人が法第３条第１項第８号又は第１２号に該当する場合は、この限りでない。 イ　都道府県公安委員会に引き継ぐときは、警視庁又は道

		府県警察本部を通じて行うこと。
［略］		
9　拳銃	警察庁に引き継ぐこと。	警視庁又は道府県警察本部を通じて引き継ぐこと。

		府県警察本部を通じて行うこと。
［同左］		
9　けん銃	警察庁に引き継ぐこと。	警視庁又は道府県警察本部を通じて引き継ぐこと。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和４年３月１５日から施行する。

令和４年３月１日警察庁丙保収第２号　　別添２

法務省刑総第１４９号
令和４年３月１日

警察庁生活安全局長　殿

法務省刑事局長　川　原　隆　司
（公印省略）

証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（参考送付）

標記の件について、別添のとおり、検事総長、検事長及び検事正宛て通達しましたので、参考のため送付します。

法務省刑総第１４５号（例規）
令　和　４　年　３　月　１　日

検　事　総　長　殿
検　　事　　長　殿
検　　事　　正　殿

法務省刑事局長　川　原　隆　司
（公印省略）

証拠品事務規程の一部を改正する訓令の運用について（依命通達）

本日付け法務省刑総訓第１号大臣訓令をもって証拠品事務規程（平成２年法務省刑総訓第２８７号大臣訓令。以下「規程」という。）の一部が改正され、本年３月１５日から施行されることとなりました。

今回の改正は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和３年法律第６９号。以下「改正法」という。）により、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和３３年法律第６号。以下「法」という。）が改正され、本年３月１５日から施行されることに伴い、関係する事務処理の手続等が定められたものです。

つきましては、下記事項に留意の上、その適正な運用に遺漏のないように願います。

記

１　主な改正点について（規程別表第２、７関係）

改正後の法第３条の規定により、改正後の法第４条の許可を受けた者が所持する場合等を除いて、クロスボウの所持が原則禁止とされた。

そこで、没収等の事由により国庫に帰属した改正後の法第３条に規定するクロスボウは、殺傷能力を有する危険物であることから、原則として、廃棄することとし、例外的に、改正後の法第４条の規定による許可を受けた者に所持させることを相当と認める場合には、売却することができることとされたものである。

なお、改正後の法第４条第１項第１号に掲げる用途に適するクロスボウについては、都道府県公安委員会に引き継ぐことができることとされたものである。

２　運用上の留意点

⑴　改正後の法第３条に規定するクロスボウの処分について

改正後の法第３条に規定するクロスボウの処分については、平成１６年５月

３１日付け法務省刑総第６３５号当職通達「証拠品事務規程の一部を改正する訓令について」記２、⑵による、法第２条に規定する銃砲（拳銃を除く。）及び刀剣類と同様の取扱いとされたい。

⑵　改正後の法第３条の規定が適用されないクロスボウ及びクロスボウの矢の処分について

改正後の法第３条の規定が適用されないクロスボウを処分する際、当該クロスボウが有価物である場合も考えられるが、売却後の流通による危険の発生を未然に防止するため、規程第２９条第１項ただし書に基づき、廃棄することとされたい。

また、クロスボウの矢については、改正法により所持が禁止されるものではないが、クロスボウの矢を処分する際には、押収したクロスボウと類似した他のクロスボウを使用した場合であっても、同様の威力を有して発射することが可能であることを踏まえ、規程第２９条第１項ただし書に基づき、廃棄することとされたい。

⑶　経過措置について

改正法施行時に、現に保管しているクロスボウの処分については、次のようにされたい。

ア　廃棄処分

現に検察庁若しくは警察署等で保管又は保管委託により保管しているクロスボウについては、その時期を問わず、国庫に帰属したものは、前記２、⑵と同様に廃棄することとされたい。

イ　還付処分

改正法の施行の際、現にクロスボウを所持する者については、改正法附則第２条第１項及び第２項により、許可の申請又は廃棄のための経過措置規定が設けられていることから、経過期間（改正法の施行の日から起算して６月を経過するまでの間）は、改正法施行時に、現に保管しているクロスボウを還付することができる。

クロスボウを経過期間内に還付する際は、受還付人に対し、経過期間内に所持許可申請を行う必要があること又は所持許可申請をしない場合には廃棄等を行う必要があるほか、経過期間内は警察署で、無償でクロスボウの引取りを行っている旨を教示されたい。

なお、受還付人にクロスボウを還付した際には、送致官署に対し、その旨及び受還付人に関する情報を適宜の書面により通知されたい。